

# きずな



- **手ごろな保険料で充実した保障**

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

- **毎年見直しができ、手続きが簡単**

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

- **配当金で実質負担を軽減**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP3～9に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

※きずなについては、P11・12をご覧ください。

申込締切日

2026年5月29日(金)

責任開始期  
(加入日)

2026年10月1日(木)

[契約者] 長野県高等学校生活協同組合

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

## きずな

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乘せして保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



病気・ケガへの備え

## 医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



重い病気への備え

## 三大疾病一時金保険

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)



介護への備え

## 介護一時金保険

介護特約付親介護特約付医療保険【損害保険】

- 所定の要介護状態になった場合に、一時金を給付します。

### その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 介護一時金保険(介護一時金保険)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の介護一時金保険とセットで、配偶者の親は配偶者の介護一時金保険とセットでご加入ください。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

### ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
----	-----	-----

ご加入いただける方についてはP17をご覧ください。

長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 <sup>注</sup> *
※きずなへの加入が条件です。		

[年齢は2026年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
---------------------------------------------------------	---------------------------------	--------------

[年齢は2026年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は85歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は85歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※きずなまたは三大疾病一時金保険への加入が条件です。		

[年齢は2026年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

介護一時金保険	本人・配偶者の親
介護一時金保険	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、25歳6カ月を超え85歳6カ月までの方
	[年齢は2026年10月1日現在の満年齢です。]

介護一時金保険の場合、加入資格のある親の申込日(告知日)現在の健康状態を必ずご確認のうえで告知内容をお確かめください。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、「告知の大切さに関するご案内について」(P.37)をご参照ください。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.6

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.13

契約概要・注意喚起情報(きずな)

きずな

医療保障保険

P.21

三大疾病一時金保険

介護一時金保険

ご注意ください

P.25

退職後制度のご案内

ご請求の流れについて

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは医療保障保険・介護一時金保険・三大疾病一時金保険について記載しております。きずなについては、P11・12をご覧ください。

### 1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

#### 主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保障保険

P.21

三大疾病一時金保険

P.25

介護一時金保険

P.31

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### 保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は9月分から)  
ボーナス給付分保険料はボーナス月に加算されます。(12月、6月)

### 3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

医療保障保険

医療保障保険は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

#### [医療保障保険] [三大疾病一時金保険]

明治安田生命保険相互会社

#### [介護一時金保険]

明治安田損害保険株式会社

# 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは医療保障保険・介護一時金保険・三大疾病一時金保険について記載しております。きずなについては、P11・12をご覧ください。

## 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

### 高度障害保険金の事例

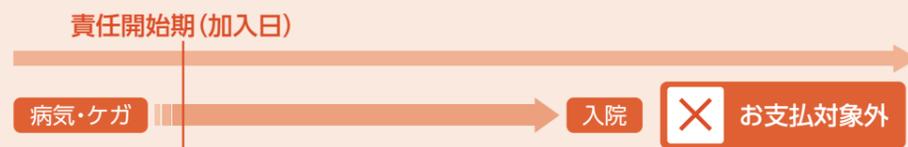
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

### 入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



### 特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



### 解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.34

## 2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

### 告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 本人

##### 現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

##### 現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

三大疾病一時金保険 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約
------------------------------------------

医療保障保険  
介護一時金保険

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
- 三大疾病一時金保険の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

介護一時金保険

現在までの健康状態

- 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<医療保障保険・三大疾病一時金保険の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<三大疾病一時金保険の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

## 3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点(責任開始期(加入日))といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<医療保障保険・三大疾病一時金保険の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。  
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

## 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
  - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
  - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.38** ➔

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.8** ➔

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

きずな(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付団体定期保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されているきずなは、団体定期保険を指します。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
きずな	P17	P17	P13	P17

### 3 配当金

きずなは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返戻金

きずなは、脱退(解約)による返戻金はありません。

### 5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

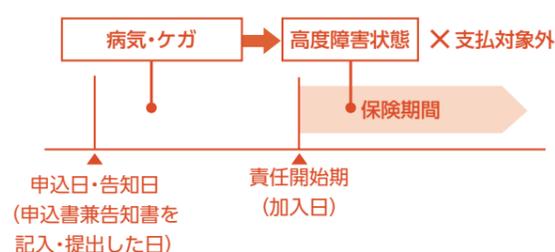


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

きずな **P18**

### 5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## 6 ご照会・ご相談窓口

### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
公法人第三部法人営業第二部  
ご照会窓口 03-5289-7590  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



万一の備え

意向確認  
ご加入前のご確認

きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年10月1日(木)～2027年9月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- **死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。**
- **障害状態(障害年金1級、2級)の場合、障害初期給付金をお支払いします。**

〈月額給付〉

申込コース	保 障 内 容							
	年金原資 死亡・高度障害・ 障害状態 (障害年金1級)のとき 死亡・高度障害・障害保険金	初年度 年金月額	平均 年金月額	最終年度 年金月額	受取期間	受取総額	障害状態 (障害年金1級・ 2級)のとき 障害初期給付金	
A	3,000 万円	約 7.0 万円	約 11.3 万円	約 15.5 万円	25年	約 3,396 万円	300 万円	
B	2,800	8.6	12.8	16.9	20年	3,072	280	
C	2,500	5.8	9.4	12.9	25年	2,830	250	
D	2,300	10.1	13.6	17.1	15年	2,454	230	
E	2,000	4.7	7.5	10.3	25年	2,264	200	
F	1,800	5.5	8.2	10.8	20年	1,975	180	
G	1,500	3.5	5.6	7.7	25年	1,698	150	
H	1,200	6.8	8.7	10.6	12年	1,259	120	
I	1,000	5.7	7.2	8.8	12年	1,049	100	
J	800	4.5	5.8	7.0	12年	839	80	
K	500	2.8	3.6	4.4	12年	524	50	
L	300	2.7	3.2	3.6	8年	308	30	

※年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。(逓増型確定年金です。)

基本年金額は毎年、通増いたします。(通増率単利5%)個人ごとのおすすめ年金支払期間については、きずなのご案内をご参照願います。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※いずれか1種類を選んでください。

- 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

申込コース	性別	月 払 保 険 料 (円)							
		年齢 (1991.4.2～ 2009.4.1)	18～35歳 (1986.4.2～ 1991.4.1)	36～40歳 (1981.4.2～ 1986.4.1)	41～45歳 (1976.4.2～ 1981.4.1)	46～50歳 (1971.4.2～ 1976.4.1)	51～55歳 (1966.4.2～ 1971.4.1)	56～60歳 (1962.4.2～ 1966.4.1)	61～64歳 (1961.4.2～ 1962.4.1)
A	男性	3,240	4,200	5,640	7,920	11,430	16,530	24,630	22,680
	女性	2,250	3,660	4,380	5,970	8,040	10,260	13,410	12,060
B	男性	3,024	3,920	5,264	7,392	10,668	15,428	22,988	21,168
	女性	2,100	3,416	4,088	5,572	7,504	9,576	12,516	11,256
C	男性	2,700	3,500	4,700	6,600	9,525	13,775	20,525	18,900
	女性	1,875	3,050	3,650	4,975	6,700	8,550	11,175	10,050
D	男性	2,484	3,220	4,324	6,072	8,763	12,673	18,883	17,388
	女性	1,725	2,806	3,358	4,577	6,164	7,866	10,281	9,246
E	男性	2,160	2,800	3,760	5,280	7,620	11,020	16,420	15,120
	女性	1,500	2,440	2,920	3,980	5,360	6,840	8,940	8,040
F	男性	1,944	2,520	3,384	4,752	6,858	9,918	14,778	13,608
	女性	1,350	2,196	2,628	3,582	4,824	6,156	8,046	7,236
G	男性	1,620	2,100	2,820	3,960	5,715	8,265	12,315	11,340
	女性	1,125	1,830	2,190	2,985	4,020	5,130	6,705	6,030
H	男性	1,296	1,680	2,256	3,168	4,572	6,612	9,852	9,072
	女性	900	1,464	1,752	2,388	3,216	4,104	5,364	4,824
I	男性	1,080	1,400	1,880	2,640	3,810	5,510	8,210	7,560
	女性	750	1,220	1,460	1,990	2,680	3,420	4,470	4,020
J	男性	864	1,120	1,504	2,112	3,048	4,408	6,568	6,048
	女性	600	976	1,168	1,592	2,144	2,736	3,576	3,216
K	男性	540	700	940	1,320	1,905	2,755	4,105	3,780
	女性	375	610	730	995	1,340	1,710	2,235	2,010
L	男性	324	420	564	792	1,143	1,653	2,463	2,268
	女性	225	366	438	597	804	1,026	1,341	1,206

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳＝2026年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※上記以外の年齢に該当される方の保険料は、引受会社までお問い合わせください。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P17～19

〈ボーナス給付〉

本人	申込コース	保 障 内 容						
		年金原資 死亡・高度障害・ 障害状態 (障害年金1級)のとき 死亡・高度障害・障害保険金	初年度 ボーナス給付額	平均 ボーナス給付額	最終年度 ボーナス給付額	受取期間	受取総額	障害状態 (障害年金1級・ 2級)のとき 障害初期給付金
		1	1,000 万円	約 42.4 万円	約 51.9 万円	約 61.4 万円	10年	約 1,038 万円
2	500	21.2	25.9	30.7	519	50		

※年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。(通増型確定年金です。)  
基本年金額は毎年、通増いたします。(通増率単利5%)個人ごとのおすすめ年金支払期間については、きずなのご案内をご参照願います。  
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

本人	申込コース	ボ ー ナ ス 月 加 算 保 険 料(円)								
		年齢	18~35歳 (1991.4.2~ 2009.4.1)	36~40歳 (1986.4.2~ 1991.4.1)	41~45歳 (1981.4.2~ 1986.4.1)	46~50歳 (1976.4.2~ 1981.4.1)	51~55歳 (1971.4.2~ 1976.4.1)	56~60歳 (1966.4.2~ 1971.4.1)	61~64歳 (1962.4.2~ 1966.4.1)	65歳 (1961.4.2~ 1962.4.1)
		性別	1	男性	6,550	8,480	11,390	16,000	23,090	33,390
女性	4,550	7,390	8,850	12,060	16,240	20,720	27,090	24,360		
2	男性	3,275	4,240	5,695	8,000	11,545	16,695	24,875	22,905	
女性	2,275	3,695	4,425	6,030	8,120	10,360	13,545	12,180		

〈配偶者、子どもコース〉

口数	保障内容	月 払 保 険 料 (円)									
		死亡・高度障害 保険金(年金原資) (注1)	年齢	18~35歳 (1991.4.2~ 2008.10.1)	36~40歳 (1986.4.2~ 1991.4.1)	41~45歳 (1981.4.2~ 1986.4.1)	46~50歳 (1976.4.2~ 1981.4.1)	51~55歳 (1971.4.2~ 1976.4.1)	56~60歳 (1966.4.2~ 1971.4.1)	61~65歳 (1961.4.2~ 1966.4.1)	
		性別	配偶者	2	万円	男性	570	726	984	1,410	2,052
女性	366	612	750	1,062	1,434	1,818	2,412				
1	300	男性	285	363	492	705	1,026	1,482	2,268		
女性	183	306	375	531	717	909	1,206				
子ども	1	300	年齢	3~22歳 (2004.4.2~ 2024.4.1)	(注1) 死亡または高度障害のとき						
性別	男性・女性	一律	210	<b>死亡・高度障害保険金</b>							
※こどもの死亡・高度障害保険金は一時金の受取のみです。											

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2026年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
※上記以外の年齢に該当される方の保険料は、引受会社までお問い合わせください。

加入取扱いに関するご注意

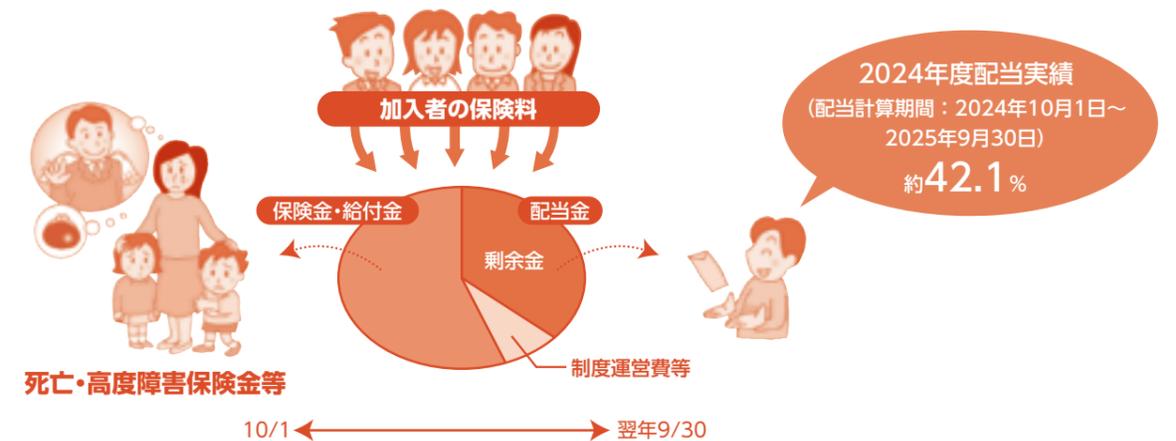
- 本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・半年払保険料併用特約・障害特約・こども特約)をセットしたものです。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、そのボーナス払保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入は出来ません。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。
- きずなは、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、団体の福利厚生制度です。  
今後の社会情勢や環境変化をふまえ、制度内容等を変更する場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

増加年金の表示についてのお知らせ

- 増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金が0となることもありえます。

- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

制度の仕組み



配当金として加入者に還付

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、三大疾病一時金保険、介護一時金保険については配当金はありません。)  
将来お支払いする配当金額は、収支計算をする年度の支払保険金額等により毎年変動しますので、お支払いできない場合もあります。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# お取り扱いについて

<p style="text-align: center;"><b>加 入 資 格</b></p>	<p>本人…長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年10月1日現在満18歳以上満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年10月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方</p> <p><b>【告知内容】</b>  <b>本人</b>  <b>【現在の就業状態】</b>          申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。          (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>  <b>【現在の健康状態】</b>          申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。          (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。          ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>  <b>【過去12ヵ月以内の健康状態】</b>          申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>保 険 期 間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間(2026年10月1日～2027年9月30日)で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>保 険 料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。(初回は9月分から)ボーナス給付分保険料はボーナス月に加算されます。(12月、6月)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>配 当 金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>継 続 加 入 の 取 扱 い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>申 込 方 法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>保 険 金 の お 支 払 い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(*)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。</p> <p>※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。</p> <p>※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。</p> <p>※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。</p>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p style="text-align: center;"><b>保 険 金 の お 支 払 い ( 続 き )</b></p>	<p>※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合</li> <li>② 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合</li> <li>③ 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合</li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>高 度 障 害</b></p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>高度障害状態とは</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>お支払いできない場合について (解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>年 金 払 特 約</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金の種類と型             <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。(逡増型確定年金です。)</li> <li>●基本年金額は毎年、逡増いたします。(逡増率単利5%)</li> </ul> </li> <li>2. 配当金             <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</li> </ul> </li> <li>3. 年金受取人             <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</li> <li>●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</li> </ul> </li> <li>4. 年金のお支払い             <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受取人へのお支払は、毎年4回受取りのみです。</li> <li>●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。</li> <li>●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</li> </ul> </li> <li>5. 年金払の対象となる保険金             <ul style="list-style-type: none"> <li>●団体定期保険の主契約保険金・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取り扱いできません。</li> </ul> </li> </ol>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 保険会社からの お願い・ご注意

### <保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

### <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付ごども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

### 〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F TEL 03-5289-7590

病気・ケガ  
への備え意向確認  
ご加入前  
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年10月1日(木)～2027年9月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人・配偶者	配偶者・子ども
	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 <b>5,000円</b> ×入院日数	日額 <b>3,000円</b> ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	年齢により異なります。保険料表をご確認ください。	

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.34**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.35**

## 保険料

●月額保険料 (単位：円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	本人 5,000円
	15～19歳 (2007.4.2～2012.4.1)	保険料 死亡保険金
20～24歳 (2002.4.2～2007.4.1)	保険料 死亡保険金	1,700 640,600
25～29歳 (1997.4.2～2002.4.1)	保険料 死亡保険金	1,900 562,500
30～34歳 (1992.4.2～1997.4.1)	保険料 死亡保険金	2,000 625,000
35～39歳 (1987.4.2～1992.4.1)	保険料 死亡保険金	2,000 602,900
40～44歳 (1982.4.2～1987.4.1)	保険料 死亡保険金	2,200 536,600
45～49歳 (1977.4.2～1982.4.1)	保険料 死亡保険金	2,600 670,000
50～54歳 (1972.4.2～1977.4.1)	保険料 死亡保険金	3,300 626,900
55～59歳 (1967.4.2～1972.4.1)	保険料 死亡保険金	4,200 515,000
60～64歳 (1962.4.2～1967.4.1)	保険料 死亡保険金	5,800 522,600
65～69歳 (1957.4.2～1962.4.1)	保険料 死亡保険金	8,400 520,700

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	配偶者	
		5,000円	3,000円
18～19歳 (2007.4.2～2009.4.1)	保険料	1,300	800
	死亡保険金	382,400	288,200
20～24歳 (2002.4.2～2007.4.1)	保険料	1,600	1,000
	死亡保険金	328,100	321,900
25～29歳 (1997.4.2～2002.4.1)	保険料	1,800	1,100
	死亡保険金	250,000	212,500
30～34歳 (1992.4.2～1997.4.1)	保険料	1,900	1,200
	死亡保険金	312,500	375,000
35～39歳 (1987.4.2～1992.4.1)	保険料	1,900	1,200
	死亡保険金	308,800	361,800
40～44歳 (1982.4.2～1987.4.1)	保険料	2,100	1,300
	死亡保険金	292,700	273,200
45～49歳 (1977.4.2～1982.4.1)	保険料	2,400	1,500
	死亡保険金	270,000	282,000
50～54歳 (1972.4.2～1977.4.1)	保険料	3,000	1,800
	死亡保険金	179,100	107,500
55～59歳 (1967.4.2～1972.4.1)	保険料	3,800	2,400
	死亡保険金	115,000	189,000
60～64歳 (1962.4.2～1967.4.1)	保険料	5,200	3,200
	死亡保険金	135,500	132,900
65～69歳 (1957.4.2～1962.4.1)	保険料	7,400	4,600
	死亡保険金	105,800	129,900

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	子ども
		3,000円
0～22歳 (2004.4.2以降に生まれた方)	保険料	800
	死亡保険金	164,000

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



重い病気  
への備え

意向確認  
ご加入前  
ご確認

三大疾病一時金保険は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年10月1日(木)～2027年9月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。  
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		500万円	300万円	100万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul> [特定疾病保険金] (※1)	500万円	300万円	100万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・所定の高度障害状態のとき</li> </ul> [死亡・高度障害保険金] (※1)			
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul> [7大疾病保険金] (※2)	250万円	150万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき</li> </ul> [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	50万円	30万円	10万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

## 保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		(主契約)	(7大疾病保障特約)	(がん・上皮内新生物保障特約)	特約を付加した場合の合計受取額	
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物 保険金 50万円 主契約の1割		
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			500万円	
	悪性新生物(がん) <sup>(注)</sup>	●	●	●	800万円	
	急性心筋梗塞	●	●		750万円	
	脳卒中	●	●			
	重度の糖尿病		●			
		重度の高血圧性疾患		●		250万円
		慢性腎不全		●		
	肝硬変		●			
	上皮内新生物			●	50万円	

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

- 保険金受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意

**!** **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 <sup>※1</sup>
特定 疾病 保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上皮内新生物<sup>※4</sup></li> <li>・悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>・脂肪腫</li> </ul>
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭心症</li> <li>・解離性大動脈瘤</li> <li>・心筋症</li> </ul>
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一過性脳虚血</li> <li>・外傷性くも膜下出血</li> <li>・未破裂脳動脈瘤</li> </ul>
7 大 疾 病 保 険 金 <sup>※13</sup> <sup>※14</sup>	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>※5</sup> し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 <sup>※8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>※9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>※10</sup> を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>※11</sup>	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて <sup>※12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.33**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.38**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.36**

### <保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 年金払い

※ご希望の場合、年金形式でのお受け取りを選択できます。

1. **年金の種類と型** ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. **配当金** ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. **年金受取人** ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. **年金のお支払い** ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. **年金払の対象となる保険金** ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

# 保険料

## ●月額保険料 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・100万円>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	500万円			300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
16～20歳 (2006.4.2～ 2011.4.1)	890	325	65	534	195	39	178	65	13
21～25歳 (2001.4.2～ 2006.4.1)	1,145	350	65	687	210	39	229	70	13
26～30歳 (1996.4.2～ 2001.4.1)	1,170	400	70	702	240	42	234	80	14
31～35歳 (1991.4.2～ 1996.4.1)	1,415	525	80	849	315	48	283	105	16
36～40歳 (1986.4.2～ 1991.4.1)	1,870	675	100	1,122	405	60	374	135	20
41～45歳 (1981.4.2～ 1986.4.1)	2,540	975	150	1,524	585	90	508	195	30
46～50歳 (1976.4.2～ 1981.4.1)	4,155	1,700	235	2,493	1,020	141	831	340	47
51～55歳 (1971.4.2～ 1976.4.1)	6,810	2,700	360	4,086	1,620	216	1,362	540	72
56～60歳 (1966.4.2～ 1971.4.1)	10,590	4,600	620	6,354	2,760	372	2,118	920	124
61～65歳 (1961.4.2～ 1966.4.1)	16,435	7,325	1,135	9,861	4,395	681	3,287	1,465	227
66～70歳 (1956.4.2～ 1961.4.1)	24,270	10,575	1,740	14,562	6,345	1,044	4,854	2,115	348
71歳 (1955.4.2～ 1956.4.1)	30,510	13,025	2,075	18,306	7,815	1,245	6,102	2,605	415

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	500万円			300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
16～20歳 (2006.4.2～ 2011.4.1)	765	325	75	459	195	45	153	65	15
21～25歳 (2001.4.2～ 2006.4.1)	890	375	125	534	225	75	178	75	25
26～30歳 (1996.4.2～ 2001.4.1)	1,095	500	160	657	300	96	219	100	32
31～35歳 (1991.4.2～ 1996.4.1)	1,505	725	225	903	435	135	301	145	45
36～40歳 (1986.4.2～ 1991.4.1)	2,150	1,100	305	1,290	660	183	430	220	61
41～45歳 (1981.4.2～ 1986.4.1)	3,080	1,825	400	1,848	1,095	240	616	365	80
46～50歳 (1976.4.2～ 1981.4.1)	3,850	2,375	500	2,310	1,425	300	770	475	100
51～55歳 (1971.4.2～ 1976.4.1)	4,995	3,025	515	2,997	1,815	309	999	605	103
56～60歳 (1966.4.2～ 1971.4.1)	6,125	4,025	595	3,675	2,415	357	1,225	805	119
61～65歳 (1961.4.2～ 1966.4.1)	8,640	4,775	805	5,184	2,865	483	1,728	955	161
66～70歳 (1956.4.2～ 1961.4.1)	11,370	6,375	905	6,822	3,825	543	2,274	1,275	181
71歳 (1955.4.2～ 1956.4.1)	14,080	7,250	990	8,448	4,350	594	2,816	1,450	198

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。



意向確認  
ご加入前  
のご確認

介護一時金保険は、本人・配偶者、または被保険者の親が所定の要介護状態になったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年10月1日(木)～2027年9月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(介護一時金保険のみ)**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

介護特約			
保障内容	本人・配偶者		
	100万円 K1コース	200万円 K2コース	300万円 K3コース
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	200万円 (1回を限度)	300万円 (1回を限度)

介護一時金保険をセットすることができます。

親介護特約			
保障内容	本人または配偶者の親		
	100万円 P1コース	200万円 P2コース	300万円 P3コース
親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)

・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

お支払対象となる要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。 **P.35**

## 保険料

### ● 月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

介護特約				<介護保険金額：100万円・200万円・300万円>		
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	100万円 K1コース	200万円 K2コース	300万円 K3コース			
18～20歳 (2006.4.2～2009.4.1)	10	10	10			
21～25歳 (2001.4.2～2006.4.1)	10	10	10			
26～30歳 (1996.4.2～2001.4.1)	10	10	10			
31～35歳 (1991.4.2～1996.4.1)	10	10	10			
36～40歳 (1986.4.2～1991.4.1)	10	10	10			
41～45歳 (1981.4.2～1986.4.1)	20	30	50			
46～50歳 (1976.4.2～1981.4.1)	40	70	110			
51～55歳 (1971.4.2～1976.4.1)	70	150	220			
56～60歳 (1966.4.2～1971.4.1)	160	310	470			
61～65歳 (1961.4.2～1966.4.1)	330	670	1,000			
66～70歳 (1956.4.2～1961.4.1)	690	1,380	2,060			
71～75歳 (1951.4.2～1956.4.1)	1,460	2,930	4,390			
76～80歳 (1946.4.2～1951.4.1)	3,120	6,240	9,350			
81～85歳 (1941.4.2～1946.4.1)	6,630	13,260	19,890			

親介護特約												(単位：円) <親介護保険金額：100万円・200万円・300万円>		
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	26～35歳 (1991.4.2 ～ 2001.4.1)	36～40歳 (1986.4.2 ～ 1991.4.1)	41～45歳 (1981.4.2 ～ 1986.4.1)	46～50歳 (1976.4.2 ～ 1981.4.1)	51～55歳 (1971.4.2 ～ 1976.4.1)	56～60歳 (1966.4.2 ～ 1971.4.1)	61～65歳 (1961.4.2 ～ 1966.4.1)	66～70歳 (1956.4.2 ～ 1961.4.1)	71～75歳 (1951.4.2 ～ 1956.4.1)	76～80歳 (1946.4.2 ～ 1951.4.1)	81～85歳 (1941.4.2 ～ 1946.4.1)			
	100万円 P1コース	10	10	20	40	70	160	330	690	1,460	3,120	6,630		
200万円 P2コース	10	10	30	70	150	310	670	1,380	2,930	6,240	13,260			
300万円 P3コース	10	10	50	110	220	470	1,000	2,060	4,390	9,350	19,890			

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



#### 【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

#### ■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### 介護一時金保険

#### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
介護保険金	被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	介護保険金額 *1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	親介護保険金額 *1回を限度とします。

- 介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに限ります。また、保険期間満了後に所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発生した原因により所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してから所定の要介護状態に該当した場合は保険金をお支払いいたします。(注)したがって、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
  - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
  - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできません。
- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
  - ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
  - ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

### 三大疾病一時金保険

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

## その他

### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 三大疾病一時金保険

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断される時、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。





## 退職後制度のご案内

加入対象者 **本人** **配偶者**

ご退職後もきずなを継続することが可能です 申込書にて500万円・300万円コースに変更をお願いします。

**きずな** ※「医療保障保険」「三大疾病一時金保険」「介護一時金保険」の保障内容と保険料はP.21～P.32をご確認ください。

本人・配偶者	コース	61歳～64歳	65歳～80歳
本人	500万円	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合 【死亡・高度障害・障害保険金】500万円 障害状態（障害年金1級・2級）の場合 【障害初期給付金】50万円	死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】500万円
	300万円	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合 【死亡・高度障害・障害保険金】300万円 障害状態（障害年金1級・2級）の場合 【障害初期給付金】30万円	死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】300万円
配偶者	500万円	死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】500万円	
	300万円	死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】300万円	

- 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

本人 \* 500万円・300万円

単位：円

		56～60歳	61～64歳	65歳	66～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
500万円	男性	2,755	4,105	3,780	5,605	7,335	8,115	9,020	10,070	11,310	12,770	14,495	16,530	18,880	21,535
	女性	1,710	2,235	2,010	2,710	3,595	4,005	4,485	5,015	5,590	6,240	7,000	7,920	9,030	10,360
300万円	男性	1,653	2,463	2,268	3,363	4,401	4,869	5,412	6,042	6,786	7,662	8,697	9,918	11,328	12,921
	女性	1,026	1,341	1,206	1,626	2,157	2,403	2,691	3,009	3,354	3,744	4,200	4,752	5,418	6,216

配偶者 \* 500万円・300万円

単位：円

		56～60歳	61～64歳	65歳	66～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
500万円	男性	2,470	3,780	3,780	5,605	7,335	8,115	9,020	10,070	11,310	12,770	14,495	16,530	18,880	21,535
	女性	1,515	2,010	2,010	2,710	3,595	4,005	4,485	5,015	5,590	6,240	7,000	7,920	9,030	10,360
300万円	男性	1,482	2,268	2,268	3,363	4,401	4,869	5,412	6,042	6,786	7,662	8,697	9,918	11,328	12,921
	女性	909	1,206	1,206	1,626	2,157	2,403	2,691	3,009	3,354	3,744	4,200	4,752	5,418	6,216

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

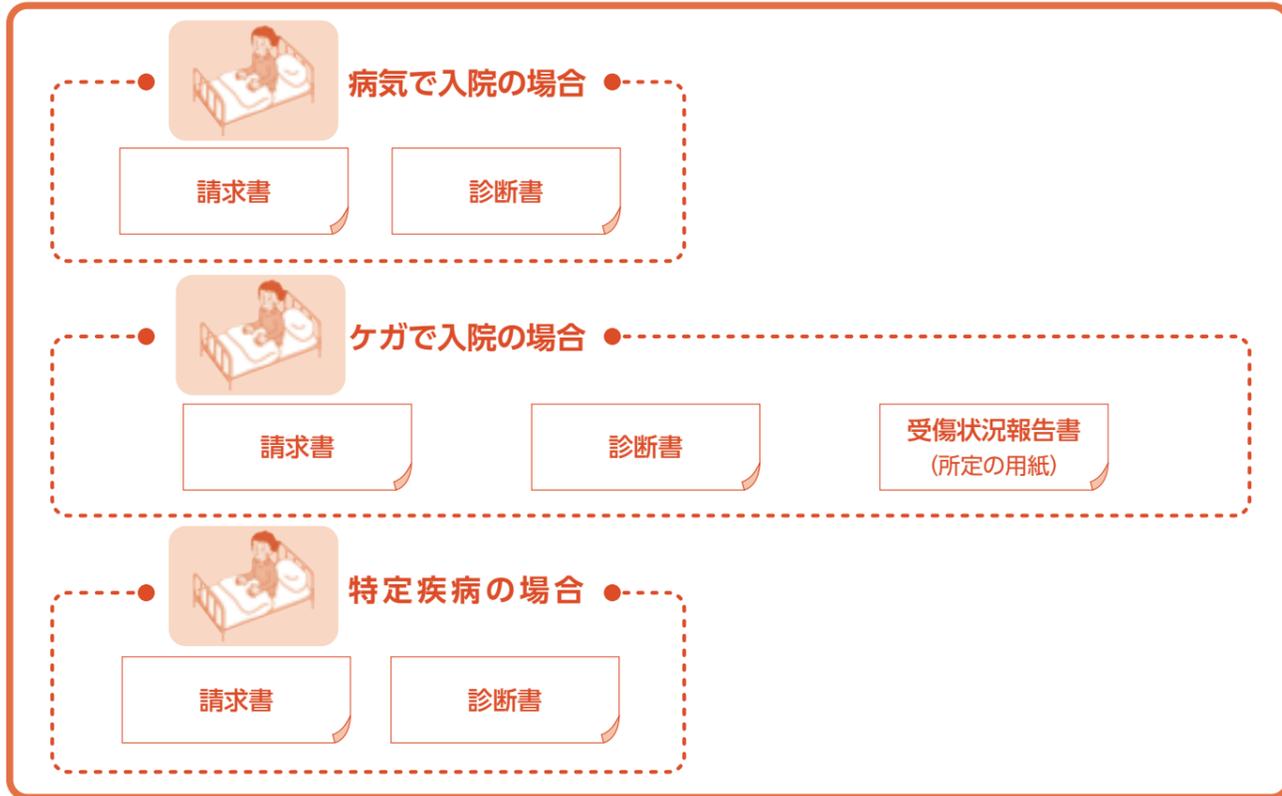
## ご請求の流れについて

### 1 ご請求の流れ



### 2 必要書類の一例

※保険金・給付金の種類や請求金額により必要書類が異なります。



#### ワンポイントアドバイス



入院給付金のご請求にあたり条件次第では、**診断書に替え、治療状況報告書(自署のみ)で対応できます。**

- 給付金の請求のとき
  - 入院期間(入院日・退院日)が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等(コピー)の添付があるとき
  - 退院後のご請求のとき(入院中・転科入院の時はお取扱いできません。)
  - 医療機関でのご入院であるとき(整骨院・接骨院は除く)(注1)
- (注1) 柔道整復師法に定める施術所(整骨院・接骨院)は医療機関には該当しません。

### 加入申込書兼告知書のご記入例

チェック欄  
記入例

- 記入例にそって、もれなく①～⑥に従ってご記入・チェック☑をつけて押印ください。
- お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線に抹消し、訂正内容をご記入・チェック☑をつけて、必ず訂正印を押印ください。
- ご記入・チェック☑は、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

#### ①団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないかご確認ください。

#### ②氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、必ず必要事項をご記入・チェック☑をつけてください。
- 印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないかご確認ください。

#### ③お申し込み欄

- 申込欄記入方法①(本人おすすめ部分)
  - ・記載のきほんプランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
  - ・ご希望のプランをいずれか一つ選択しご記入・チェック☑をつけてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランにご記入・チェック☑をつけてください。
  - ・自由選択プラン：希望するコース等をご記入ください。
  - ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェック☑をつけてください。
- 申込欄記入方法②(上記①以外の本人・配偶者・子ども)
  - ・申込書提出の際は、すべての商品についてもれなくご記入・チェック☑をつけてください。(加入希望なしの際は「加入しない」にチェック☑)なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数にご記入・チェック☑をつけてください。
- 介護一時金保険 親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人の介護一時金保険とセットで、配偶者の親は配偶者の介護一時金保険とセットでご加入ください。

#### ④死亡保険金受取人欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)をご記入ください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

#### ⑤指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)をご記入ください。

#### ⑥申込日(告知日)

- 必ずご記入ください。
- 確認印兼申込印兼告知印**
- 印鑑は、はっきりと押印ください。
  - ※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。



## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

### ー死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

## 加入手続き等に関するお問い合わせ先

長野県高等学校生活協同組合

**026-234-1358**

〒380-0838 長野県長野市県町593番地

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部

**03-5289-7590**

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル  
8階

受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間 9：00～17：00まで

MY-A-26-医-002017 MY-A-26-特疾-002018 MYG-A-25-医-924  
MY-A-26-団-002016